



令和2年3月13日

予算特別委員長 鳥居宏次様

提出者	河合馨
同	田中市子
同	殿本マリ子
同	西田武史
同	来原佳一
同	岩崎雅秋
同	雪本清浩
同	今口千代子

#### 修正案の提出について

下記の議案に対する修正案を、別紙のとおり会議規則第94条の規定により提出します。

#### 記

議案第22号 岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第22号岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

議案第22号岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第1条中岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）別表第1項の表岸和田市立幼稚園及び保育所あり方検討委員会の項の次に岸和田市幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定等委員会の項を加える改正規定を削る。

第2条中特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）別表第2号の表幼稚園及び保育所あり方検討委員会委員の項の次に幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定等委員会委員の項を加える改正規定を削る。

## 理 由

保育所における待機児童・施設の老朽化等は全国的に大きな問題となっている。そのような中、昨年、本市の市立幼稚園及び保育所再編方針が策定され、続いてそれに基づいて第1期個別計画が示され、新年度より事業を開始するため、今定例会に関連議案が提案された。

しかし、本来先に示されるべき市域全体を見据えた「全体計画」が示されないうまま「個別計画」が策定されており、全体的なビジョンの見えない、まずは着手ありきの整合性のない計画であると言わざるを得ない。

以上の理由から、市立幼稚園及び保育所再編計画は認められないため、「議案第22号 岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」において、岸和田市幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定等委員会の設置及び同委員会の委員報酬に関する規定を削除するよう求めるものである。